湖西市監查委員公告

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対し、市長より措置を講じたとの通知があったため、同条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月27日

湖西市監査委員 墨 岡 秀 治 湖西市監査委員 柴 田 一 雄

令和3年度財政援助団体等に対する監査結果に基づく対応措置

令和3年12月3日付け湖監第29号により改善するよう求められたものについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

【担当部署】 環境課

指摘事項 指摘事項に対する対応 平成29年度行政監査の講評について ① 湖西環境保全協議会 ① 湖西環境保全協議会補助金は、令和 ア 事業効果を評価する基準を設定し 4年度から廃止する。なお、市は一 会員として会費を支払うものとす 成果の検証を行うこと。 イ 収支計算書等において、補助対象事 る。 業と補助金の積算根拠を明確にする ために、補助金の使途内容がわかる ようにすること。 ② こさい花いっぱい運動推進協議会 (2)ア 事業効果を評価する基準を設定し ア 現在の費用対効果の検証として、19 成果の検証を行うこと。 以上の花壇の管理運営、年5回の播 種・仮植等育苗支援など十分な効果 が得られており、代替事業を検討も 同等以上の費用対効果が得られる事 業の選定には至っていない。 イ 収支計算書等において、補助対象事 イ 協議会の存在自体が補助事業の目 業と補助金の積算根拠を明確にする 的のため、すべての事業が補助対象 ために、補助金の使途内容がわかる となりうる。補助金の使途用途に関 ようにすること。 しては、決算書にて明確化を図る。